令和5年港湾運送事業雇用実態調査について

調査概要

1 調査の目的

港湾労働法第2条第2号の規定に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業並びに港湾運送関連事業を行う事業所について、当該事業に従事する労働者の雇用の実態を調査し、今後の港湾労働対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の内容

- (1) 対象港湾
 - イ 調査対象港湾

港湾労働法第2条第1号の規定に基づく6大港(東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港 及び関門港)

口 調查対象事業所

イの対象港湾において、港湾労働法第2条第2号の規定に基づく港湾運送事業又は港湾運送関連事業を行う全ての事業所 約1,000事業所

(令和3年12月現在)

東	京	港	横	浜	港	名古	屋	港	大	阪	港	神	戸	港	関	門	港	合		計
	1 3	8 8		3 2	2		l 1	9		1 8	3		1 5	6		8	3 0		9 9	8

ハ対象労働者

ロの事業所に雇用される現業部門の常用労働者、港湾労働法第2条第5号の規定に基づく港湾 労働者派遣事業により派遣された労働者(以下「港湾派遣労働者」という。)及び日雇労働者

- (2) 主な調査事項
 - イ 事業所の属性に関する事項
 - ロ 港湾運送事業量に関する事項
 - ハ 常用労働者の労働条件に関する事項
 - ニ 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する事項
 - ホ 荷役の波動性に関する事項
 - へ 教育訓練の実施に関する事項
- (3) 調査対象期日及び実施期間

原則として令和5年6月30日現在の状況について、令和5年7月1日から7月31日までの間に 調査を実施

(4) 公表の時期

令和6年7月末までに公表

(5) 調査の方法

郵送調査、統計調査員による調査及びオンライン調査

調査方法の変更及び調査項目について

- 調査方法について、前回(平成30年)調査までは統計調査員による調査のみとしていたところ、調査対象事業所の利便性向上のため、郵送調査及びオンライン調査を追加することとした。
- 調査項目については、必要な項目が網羅されていること及び前回調査からの連続性を考慮し、前回 同様とした。

総務省への承認申請について

○ 本調査は統計法に基づき総務大臣の承認を得て実施する一般統計調査であることから、上記の調査 方法の変更について総務省へ申請を行い、令和5年1月に承認を得た。

今後のスケジュール

○ 令和5年7月に調査を実施し、<u>9月に集計結果(速報値)をとりまとめた上で、次期港湾雇用安定</u> 等計画策定に係る基礎資料とする。 統計法に基づく一般統計調査

令和5年港湾運送事業雇用実熊調査票



このマークは、統計法に基づく国の統計 調査であることを示し、提出いただいた 調査票情報の秘密の保護に万全を期すこ とをお約束するものです。

(A	(Ŋ	厚	牛	労	働	省
₹17	יש	尸	포	刀	割	Ħ

※都道府県番号	※安定所番号	※事業所番号

Γ	回答	上の注意	
		ユーマノ 1ユルボ	

- 当調査票の記入に当たっては、「記入要領」を参照してください。 特に断りのない限り、<u>令和5年6月30日</u>現在の状況について記入して
- 2 ください。
- 3
- 回答欄への記入は次の方法によってください。
 (1) 特に断りのない限り該当する主な番号1つを○で囲んでください。
 なお、複数回答については網掛けがしてあります。
 (2) 回答欄が空欄のところは該当事項又は数字を記入してください。
 (3) 数字の記入欄は0である場合は空欄にしないで0を記入してくださ

 - い。 (4) ※印のついている欄には記入しないでください。
- 記入が終わった調査票は、令和5年7月31日までに提出をお願いしま
- す。 この調査票についてのご質問がありましたら、最寄りの公共職業安定所 5 にお問い合わせください。

	事業所担当者連絡先
所属部課名	当
電話番号	()
氏名	

確認欄	※調査員 確認欄
-----	------------

事業所の属性に関する事項

1 事業所の名称									
2 事業所の所在地	₸								
3 法 人 番 号									
4 事業の種類		港湾	運送	事 業		进 流 军	' ' ' ' '	. D	Иh
(#t \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	一般港湾	運送事業	港湾荷役	はしけ	いかだ	港湾運		き の	他
該当するものす べてを○で囲ん でんだされ	無限定	限 定	事業	運送事業	運送事業	関連事	業の	事	業
しでください。 〕	1	2	3	4	5	6		7	
5 港湾労働者派遣 事業の許可取得の	あり	なし		号について、マイ					
事業の計可取得の 有無	1	2	伝人番号 御協力く	の活用による政府 ださい。	対統計の精度同上	に負するため	、法人	番号の記	人に

港湾運送事業量に関する事項 問1 令和5年6月中における貨物の取扱量についてお答えください。

			港	湾	運	送	事	業			
革	新	荷	役	在	来	荷	役		合	計	
			トン				トン				トン

「革新荷役」とは、コンテナ荷役、自動車専用船 荷役、RO/RO船荷役、サイロ荷役をいい、「在来 荷役」とは「革新荷役」以外の荷役をいいます。

なお、コンテナ荷役、自動車専用船荷役、RO/ RO船荷役に関しては、国土交通省報告で使われて いる換算方法で計算してください。

Ⅲ 常用労働者の労働条件に関する事項

間2 年齢階級別の労働者数についてお答えください。

職種	年齢	合 計	3 5 未	歳満	35歳 ~44歳	45歳 ~54歳	55歳 ~59歳	60歳 ~64歳	65歳 ~69歳	70歳 以 上
現 業	部門	人		人	人	人	人	人	人	人
事務・管	理部門	人						る労働者又は: (外の者) をい		

以下、問3~問9については現業部門の常用労働者(問7については派遣及び日雇労働者も含む)についてのみお答えください。

問3 定年制の有無等及び定年年齢並びに継続雇用制度の導入についてお答えください。

定年制あり	1	一律である	1	\longrightarrow	定	年	年	齢		歳
定年制なし	2	一律でない	2		◇小小 ◇≒	· 豆 田 剉 疟	の道する	の出る	導入している	1
. SH with A (I.i.) -				-	祁东的	尼雇用制度	の等人	771人化	導入していない	2

間4 退職金制度についてお答えください。

退職金制度あり	1			定年退職の場合	の標	準的な	よ退職	 金額
退職金制度なし	2		中学卒	万円	大	学	卒	万円
		•	高校卒	万円	そ	の	他	万円

問5 勤続年数階級別の労働者数についてお答えください。

1 年 未 満	1 ~ 4 年	5 ~ 9 年	10 ~ 14 年	15 ~ 19 年	20 ~ 24 年	25 年以上	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

問6 賃金形態別の労働者数についてお答えください。

<u>Д</u> Д Д Д Д	月	給	日	給	月	給	目	給	出	来	高	給	そ	の	他
		人				人		人				人			人

(注)「日給月給」とは賃金が月単位 で決められているが、欠勤した 場合はその日数分を日割り計算 して差し引くものをいいます。

1 賃金形態が月給又は日給月給の場合、不 就労日(港湾運送の作業が無いなど使用者 の責に帰すべき事由により休業せざるを得 ない日)の賃金は基本給の何割程度を支払 いますか。次の区分別に該当する人数につ いてお答えください。

 60~ 70%未満	70~ 80%未満	80~ 90%未満	90~ 100%未満	1 0 0 %	6
人	人	人	人	J	

問7 職種別の労働者数をお答えください。1人の者が複数の職種(作業)に従事する場合は、主として従事する職種別に太枠上段へ計上してください。同様にして、令和5年6月中における職種別の港湾派遣労働者について太枠中段へ、日雇労働者について太枠下段へ計上してください。

職種	① 船内荷役 作業員	② 沿岸荷役作業員	③関連荷役作業員	④ はしけ・ いかだ 作業員	⑤ フォーク リ フト 運転者	⑥ ク 運転ガーンを () りー者 () りー者 く)	⑦ ガントリ ークレー ン運転者	8ショベル・ストラドル運転者	⑨ 大型特殊 自動車等 運転者	⑩ その他	合 計
常用	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
派遣	人目	人目	人目	人目	人目	人目	人目	人目	人目	人目	人目
日雇	人目	人目	人目	人目	人目	人目	人目	人目	人目	人目	人目

(注) 職種については、次ページの表により区分してください。

_				
(①船内荷役作業員		⑤フォークリフト	大型、小型を問わず、フォークリフ
(②沿岸荷役作業員	従事する者(ただし、③及び⑤~⑨に該当する者は除く) 埠頭から倉庫までの間における荷の	⑥クレーン運転者 (⑦ガントリーク	大型、小型を問わず、移動式とその 他のクレーン (ガントリークレーン運
(③関連荷役作業員	積み卸し作業に従事する者(ただし書き、前記①に同じ) 船内又はコガナナトトにおいて、固定、	<)	
(④ はしけ・いかだ	(はしけ又はいかだに乗り組み、はし	ーン運転者 ⑧ショベル・スト	
	作業員	けの荷の積み卸し、積み荷の保全、航 行、いかだの編成、解体、航行の作業 に従事する者	ラドル運転者	ャリアを運転する者
		に促ぜりる石	⑩その他	①~⑨のいずれにも該当しない者

問8 休日及び労働時間についてお答えください。

年	間	休	目	総	数	週所	定	労	働	時	間	令和5年6月における月間実労働時間 (1人平均)	うち、 (1	所定外労働時間 人 平 均)
					日					時	間	時間		時間

(注) 「年間休日総数」とは、年間の「週休日」及び「週休日以外の休日」をいい、臨時休業日は含みません。 「令和5年6月における月間実労働時間」及び「うち、所定外労働時間」は「1人平均」の時間を計上してください。

				遁]休:	2 目 1	制の導力	しあ	り					週休2日制の導入なし
完	完 全月3回隔 週月2回月1回											口	の得入なし	
1 2 3					3		4			5		6		

間9 交代制勤務の導入状況についてお答えください。

-	交代制勤務あり		交代制勤務なし						
2 交代制	2 交代制 3 交代制 その他								
1	2	3	4						

(注) 交代制勤務とは、昼間から夜間・早朝に作業が及ぶ場合等に、作業時間を分割し労働者を交代して勤務させることをいい、1日の作業時間について労働者を交代させる回数に応じて2交代制、3交代制等に区分されます。

IV 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する事項

問10 令和5年6月中における港湾派遣労働者の派遣を受けた状況について以下の問にお答えください。 なお、港湾派遣労働者については、1人1月あたりの派遣による就労日数の上限が7日となっています。 (注)港湾派遣労働者とは、港湾労働法の規定に基づく港湾労働者派遣事業により派遣される労働者をいいます。

				派	遣	を	受	け	た			派遣を高	受けなか
	波動性に	対処す	(募集学	等をし	てい	自社の常務に	常用労働	動者の)	就く業績	务以外	左記以外の理由 のため	った	217.27
			ない)			補助	業務	特別ルな	な資格等	等スキ 業務			
	1			2		3	3		4		5	(6
\downarrow													
派遣による	就労日数の	上限に	ついて、	お答	えく	ださい。					_		
	短	V		適	<u> </u>	当		長	٧١				
		1			2			Ş	3				

派遣による就労日数の上限が緩和された場合(就労日数の増)についてお答えください。

派遣制度を活用したい	1
派遣制度を活用しない	2

問 11 令和5年6月中における日雇労働者の使用状況についてお答えください。また、日雇労働者を使用した場合に は、その理由についてお答え下さい。

(注) 港湾派遣労働者は含まれません。

Ē	日 雇 労 働 者	を使用した	Ē	日雇労働者を使
波動性に対処する ため (派遣を受けられ なかったため)	人手不足のため (募集等をしてい るが人が採用でき ない)	自社の常用労働者 の就く業務以外の 業務に従事させる ため	左記以外の理由のため	用しなかった
1	2	3	4	5

荷役の波動性に関する事項

問 12 令和 5 年 6 月の各日における港湾運送事業への就労人員について、常用労働者(港湾派遣労働者として派遣 先で就業した常用労働者は含まず、通常は港湾運送事業以外の業務に従事している常用労働者で、臨時に港湾 運送の業務に従事した労働者は含みます。)、派遣を受けた港湾派遣労働者、日雇労働者別にお答えください。 なお、港湾運送事業以外の業務に就労した場合は除いてください。

日	曜日	常労	働	用者	港労	湾 源 働	遣者	日労	働	雇者
1	木			人			人			人
2	金			人			人			人
3	土			人			人			人
4	日			人			人			人
5	月			人			人			人
6	火			人			人			人
7	水			人			人			人
8	木			人			人			人
9	金			人			人			人
10	土			人			人			人
11	日			人			人			人
12	月			人			人			人
13	火			人			人			人
14	水			人			人			人
15	木			人			人			人

	曜	常労		用	港労	湾派	遣者	日		雇
日	日	労	働	用 者	労	働	者	日労	働	雇者
16	金			人			人			人
17	土			人			人			人
18	日			人			人			人
19	月			人			人			人
20	火			人			人			人
21	水			人			人			人
22	木			人			人			人
23	金			人			人			人
24	土			人			人			人
25	日			人			人			人
26	月			人			人			人
27	火			人			人			人
28	水			人			人			人
29	木			人			人			人
30	金			人			人			人

問13 令和5年6月中における荷役作業の状況についてお答えください。

荷行 役つ	雇用する常用労働者で適正であった日	日	
作た	雇用する常用労働者で過剰であった日	日	
業日を数	雇用する常用労働者で不足であった日	日	
荷役伯	作業を行わなかった日	日	
í	計	3 0 日	

不足であった日の不足人員の合計	人日
最も不足であった日の不足人員	人

不足であった日の状況をお答えください。

→ 1 過剰であった日の状況をお答えください。

追	過剰であった日の過剰人員の合計	人日
	港湾派遣労働者として派遣先で 就労した人員の合計	人日
	港湾運送事業以外の業務に従事 した人員の合計	人目
	不就労であった人員の合計	人日
最	も過剰であった日の過剰人員	人

(注) 「港湾運送事業以外の業務に従事した人員の合計」は、 用具の修理等港湾運送以外の業務に従事した延べ日数 を計上してください。「不就労であった人員の合計」は、 所定労働日であって出勤したにもかかわらず、就労で きなかった延べ日数を計上してください。

仕事の期日を延ばしてもらった	1	港湾派遣労働者の派遣を受けた	5
処理できない分を元請に返還した	2	日雇労働者を雇い入れた	6
港湾運送部門以外の労働者が就労した	3	その他	7
自社の他事業所の労働者が就労した	4		

問 14 最近の「平日における早朝荷役」「日曜・祝日における夜間・早朝荷役」の状況についてお答えください。

大幅に増加している	ある程度増加している	特に変化なし	減少している	不明
1	2	3	4	5

⁽注)早朝荷役とは午前4時から午前8時の間に行う荷役をいい、夜間荷役とは午後4時30分から翌午前4時の間に行う荷役をいいます。

VI 教育訓練の実施に関する事項

問 15 過去1年間(令和4年7月1日~令和5年6月30日)における現業部門の常用労働者の教育訓練の実施状況についてお答えください。

実施した	1	
実施しなかった	2	
	-	•

1 実施した訓練についてお答えください。 (該当するものすべてを○で囲んでください。)

訓練の種類実施方法		①安全衛生	② フォーク リフト 転	③ クレーン 運 転 (④を除く)	④ ガントリ ークレ ン 運 転	⑤ ショスト ・ドル 運転	⑥ 大型特殊 自動車 転	⑦ 他の荷役 機 転 転	⑧ その他
新規 採の 譲	社内訓練	1	1	1	1	1	1	1	1
訓練	委託訓練	2	2	2	2	2	2	2	2
在職者	社内訓練	3	3	3	3	3	3	3	3
訓練	委託訓練	4	4	4	4	4	4	4	4

⁽注) 「ショベル・ストラドル運転」とは、ショベルローダー及びストラドルキャリア運転のことです。 「大型特殊自動車等運転」とは、大型特殊自動車、大型自動車及び牽引自動車運転のことです。

2 実施しなかった理由についてお答えください。(主なもの2つ以内)

時間がない	1	設備がない	3	ノウハウがわからない	5	その他	7
費用がかさむ	2	講師がいない	4	対象者がいない	6		

問 16 今後、教育訓練(社内訓練・委託訓練)を行う場合に課題となることについてお答え下さい。 (各訓練において、主なものを○で囲んで下さい)

社内訓練		委託訓練		
教育訓練を行う時間がない	1	教育訓練を行う時間がない	1	
教育訓練の方法がわからない	2	委託する金銭的余裕がない	2	
指導する人材が不足している	3	適切な教育訓練施設がない	3	
その他	4	その他	4	

~御協力ありがとうございました~